

クルーズ船乗船客向け旅行商品造成業務仕様書

1 業務名

クルーズ船乗船客向け旅行商品造成業務

2 目的

くまモンポート八代に寄港するクルーズ船乗船客向けの寄港地観光ツアーを充実させ、周遊者を増加させることにより、クルーズ船の誘致につなげるとともに、クルーズ船寄港に伴う消費拡大等に繋げるため、八代市や上天草市、水俣市、人吉市（以下「県南４市」という。）の魅力を最大限に活用した上質な寄港地観光ツアーを造成する。

3 提案限度額

８００，０００円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。
（なお、業務完了後、一括払い）

4 履行期間

契約締結の日から令和８年３月１９日（木）まで

5 募集方法

公募型プロポーザル方式による

6 業務内容

業務遂行にあたり、県南４市へ観光地賑わいを創出するため、(1) (2) の業務を実施する。

(1) 県南４市の観光素材の情報整理

国内外のクルーズ船における上質な寄港地観光ツアー造成のための情報整理をし、観光素材をリストアップする。観光素材のリストアップについてはデータで納品すること

(1) 寄港地観光ツアー商品の造成

県南４市を巡るツアー商品の中で、乗船客が特別な場所を訪れることやここでしか味わえない体験ができるツアーを、県南４市各１本以上作成し、ク

クルーズ船を誘致していくための上質な寄港地を提案できるプレゼンテーション資料を作成のうえ、令和8年3月19日（木）までにデータを納品すること。

なお、納品データについては、納品後も修正ができるよう加工可能なものを納品すること。

7 成果物及び提出物

業務完了後、以下の内容を含んだ成果物を提出すること。

- ・ターゲットとなる乗船客やセールスを行う旅行会社等へのツアーシート

提出期限

令和8年3月19日（木）

提出部数

紙媒体 4部、電子媒体（CD-R等）1部

8 業務内容

業務遂行にあたり、県南4市の魅力を最大限に活用した上質な寄港地観光ツアーを造成するため、以下の業務を実施する。

(1) 寄港地観光ツアー商品の造成

県南4市を巡るツアー商品の中で、乗船客が、特別に訪れることができる場所やここでしか味わえない体験ができるツアーを、県南4市各1本以上作成し、クルーズ船社等にセールスするための上質な寄港地を提案できるプレゼンテーション資料を作成のうえ、令和8年3月19日（木）までにデータを納品すること。

なお、納品データについては、納品後も修正ができるよう加工可能な形式により納品すること。

9 スケジュール

項目	日程
(1) 公募開始	令和7年10月30日（木）
(2) 質問書の提出期限	令和7年11月7日（金）午後5時まで
(3) 質問者への回答	令和7年11月11日（火）
(4) 企画提案者等の提出期限	令和7年11月12日（水）午後5時まで
(5) 書類審査	令和7年11月14日（金）
(6) 審査結果の通知	令和7年11月17日（月）
(7) 契約内容の調整、仕様書の決定	(6)の実施後速やかに
(8) 業務委託契約締結	令和7年11月中旬

10 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

11 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

12 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で、著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の席に帰す場合を除き、自ら責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13 その他

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (2) この使用に定めのない事項については委託者及び受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から資料等を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) 本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。

この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。

(5) 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有するものでなければならない。

14 お問合せ・提出先

くまもと県南観光客誘致・物産振興プロジェクト実行委員会

(事務局：八代市港湾・クルーズ振興課内) 担当：大田

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25

TEL 0965-33-8777 FAX 0965-33-4513

E-mail : kou-opi@city.yatsushiro.lg.jp